

## 業者特定理由書

令和7年度車契リスト 名称番号-品名番号 202-1~7, 9, 10, 13~21 【設備保守等業務委託】 2関連要件

名称	南北線車両整備(機械関係)	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	車両用台車等
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	走行用台車及び運転手、乗客用の腰掛、車体外板
	業務内容	<p>台車分解整備、正集電器軸加工、正集電器ブッシュ交換、台車抜き取り、車両間切り放し、ブレーキディスク削正、予備台車回転確認業務、自動高さ調整装置補修、ハブボルト交換作業、バッテリー配線交換、台車油面計交換、自動高さ調整装置ブッシュ交換、GOVRリレー交換、浸透探傷検査、クツズリシール補修、T台車枠交換作業、バネサギョウ交換、自動高さ調整装置端金ブッシュ交換、蛍光灯グローブ整備、ATC渡り線受取付箱シール補修</p>
業務の履行に必要な要件とその事由	<p>本業務は、車両運用管理及び車両基地内での作業場所確保の観点から、通年業務委託である「車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)」の年検査整備工程内に行う必要があり、当該機器は通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。</p> <p>両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。</p>	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 203-1,3

〔設備保守等業務委託〕 2 関連要件

名称	東西・東豊線車両整備(機械関係)	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	車両用台車等
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	走行用台車
	業務内容	台車特殊ボルトの交換、予備台車回転試験
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>本業務は、車両運用管理及び車両基地内での作業場所確保の観点から、通年業務委託である「車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)」の年検査整備工程内に行う必要があり、当該機器は通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。</p> <p>両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 205-1~22

【設備保守等業務委託】2関連要件

名称	地下鉄車両整備(機械関係)(2)	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、業者を特定することとした。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	車両用の電動空気圧縮機、客室ラインデリア、乗務員室ファン、集電装置、車両艤装品、窓、床揚げフタ水切りトイ、側引戸、妻引戸、幌、横揺れ装置等。
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	空制ブレーキ等に用いる空気圧縮機、客室内の送風、乗務員室内の送風、集電装置の部品、内外艤装品、車体部品、台車部品等。
	業務内容	電動空気圧縮機のオイル交換、ラインデリア分解整備、ファン分解整備、集電装置制御部品整備、車体部品整備、台車部品整備等。
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>本業務は、車両運用管理及び車両基地内での作業場所確保の観点から、通年業務委託である「車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)」の年検査整備工程内に行う必要があり、当該機器は通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。</p> <p>両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号 品名番号 206-1.2

〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名称	地下鉄車両整備（蓄電池関係）	
特定業者	株式会社北海道ジーエス・ユアササービス	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	車両用蓄電池
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄車両における停電時の予備灯・列車無線・各種制御機器などのDC負荷のバックアップ及びSIV起動を担う
	上記設備等のメーカー	(株)GSユアサ
	業務内容	蓄電池点検・整備
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社</li> <li>（メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）</li> </ul>
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト      名称番号一品名番号 207-1      (設備保守等業務委託)      1 技術的要件

名称	地下鉄車両保守業務対応 (1)	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、車両の製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	車体・台車・艤装 (合図装置、集電装置、暖房装置等) ・ 空制 (ブレーキ装置、空気圧縮装置等)
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等の車両の製造会社	川崎車両㈱
	業務内容	上記装置の緊急修繕等を行う
	上記設備等の車両の製造会社と特定業者との関係	<p>保守指定会社 (標記業務については、車両の製造会社が業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、車両の製造会社と同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、車両の製造会社から指定された会社である。)</p>
	業務の履行に製造会社占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	<p>製造会社が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品 (汎用品) ではないことから、製造会社以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号一品名番号 208-1

【設備保守等業務委託】 1 技術的要件

名称	地下鉄車両保守業務対応 (2)	
特定業者	日鉄テックスエンジニアリング株式会社 札幌北都営業所	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	VVVF装置、SIV装置、主電動機、制御補器等
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等の製造会社	(株)日立製作所、三菱電機(株)、東芝インフラテクノサービス(株)、富士電機(株)
	業務内容	上記機器の緊急修繕等を行う
	上記設備等の製造会社と特定業者との関係	保守指定会社 (標記業務については、製造会社が業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、製造会社と同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、製造会社から指定された会社である。)
	業務の履行に製造会社占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	製造会社が設定した業務手順・作業方法によらなければ、修繕後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品(汎用品)ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号一品名番号209

〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名称	地下鉄車両保守業務対応（3）	
特定業者	札幌日信電子株式会社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	自動列車制御装置、列車検知装置、放送装置、列車無線装置、扉制御車上装置等
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を構成する主たる装置等
	上記設備等の製造会社	日本信号株式会社
	業務内容	上記装置の緊急修繕等を行う
	上記設備等の製造会社と特定業者との関係	<p>上記製造会社製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社                      （製造会社は自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、製造会社から指定された会社である。）</p>
	業務の履行に製造会社占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	<p>製造会社が設定した業務手順・作業方法によらなければ、修繕後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、製造会社以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 213-1~2

名称	地下鉄車両タイヤ作業	
特定業者	ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社北海道エリア 札幌販売本部 北営業所	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	地下鉄車両タイヤ
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	走行輪
	上記設備等のメーカー	株式会社ブリヂストン
	業務内容	地下鉄車両タイヤの保守及び交換を行うもの
	上記設備等のメーカーと特命業者との関係	<p>上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社                      (メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。)</p>
業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	<p>標記の地下鉄車両タイヤは、一般流通品ではなく株式会社ブリヂストンが本市の地下鉄車両向けに開発したタイヤであり、本業務を行うためには、メーカー以外の者では知り得ないタイヤの内部構造・組付方法等、企業秘密に係る情報・知識・技術等が必要なため。</p>	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 215

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	地下鉄車両故障対応（1）
特定業者	株式会社 日立製作所 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	本件は、日立製作所製のVVVF装置、主電動機、ATO制御装置等の修理を行うものであり、業務の履行にあたっては、修理対象となる機器の製造会社占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が製造会社1者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 216

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	地下鉄車両故障対応（2）
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	本件は、三菱電機製のVVVF装置、主電動機、車上検査装置、SIV装置、表示器等の修理を行うものであり、業務の履行にあたっては、修理対象となる機器の製造会社占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が製造会社1者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 217

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	地下鉄車両故障対応（3）
特定業者	東芝インフラテクノサービス（株）北海道支店
(特定機種)	
特定理由	<p>本件は、東芝製のVVVF装置、SIV装置、主電動機等の修理を行うものであり、業務の履行にあたっては、修理対象となる機器の製造会社占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がグループ会社1者に限定されるため。</p> <p>なお、標記業者は製造会社製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、別紙「保守指定書」のとおり、製造会社から指定された会社である。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 218

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	地下鉄車両故障対応（4）
特定業者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所
(特定機種)	
特定理由	本件は、ナブテスコ製のブレーキ受量器、電動空気圧縮機、ブレーキ制御装置、ドアエンジン装置等の修理を行うものであり、業務の履行にあたっては、修理対象となる機器の製造会社占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が製造会社1者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

通年単価名称 222

〔設備保守等業務委託〕 2関連要件

名称	南北線駅等設備保守特注業務		
特定業者	株式会社 第一エンジニアリング		
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>		
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	駅等設備	
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可		
	業務内容	南北線駅等設備保守業務（以下、「保守業務」という。）に含まれない事故等に対応するための緊急対応及び修繕作業等の委託者が依頼する業務。	
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>本業務は、保守業務で想定していない事故等予測不能な緊急事態等に対応する修理作業等であり、速やかな執行を求められ、保守業務で得られた関連設備や改修履歴等の情報が必要となる業務である。情報伝達に要する時間を短縮し速やかな執行を達成するためには、保守業務を受託している業者である必要がある。</p> <p>また、当該設備は保守業務による保守契約の対象となっており、本業務による修理個所と保守業務の履行個所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要がある。</p>	
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号		

## 業者特定理由書

通年単価名称 223

〔設備保守等業務委託〕2関連要件

名 称	東西線駅等設備保守特注業務	
特定業者	SSK ファシリティーズ株式会社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	駅等設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	業務内容	東西線駅等設備保守業務（以下、「保守業務」という。）に含まれない事故等に対応するための緊急対応及び修繕作業等の委託者が依頼する業務。
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>本業務は、保守業務で想定していない事故等予測不能な緊急事態等に対応する修理作業等であり、速やかな執行を求められ、保守業務で得られた関連設備や改修履歴等の情報が必要となる業務である。情報伝達に要する時間を短縮し速やかな執行を達成するためには、保守業務を受託している業者である必要がある。</p> <p>また、当該設備は保守業務による保守契約の対象となっており、本業務による修理箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要がある。</p>
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

通年単価名称 224

〔設備保守等業務委託〕 2関連要件

名 称	東豊線駅等設備保守特注業務	
特定業者	株式会社 キタデン /	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	駅等設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	業務内容	東豊線駅等設備保守業務（以下、「保守業務」という。）に含まれない事故等に対応するための緊急対応及び修繕作業等の委託者が依頼する業務。
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>本業務は、保守業務で想定していない事故等予測不能な緊急事態等に対応する修理作業等であり、速やかな執行を求められ、保守業務で得られた関連設備や改修履歴等の情報が必要となる業務である。情報伝達に要する時間を短縮し速やかな執行を達成するためには、保守業務を受託している業者である必要がある。</p> <p>また、当該設備は保守業務による保守契約の対象となっており、本業務による修理個所と保守業務の履行個所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要がある。</p>
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

名 称	廃棄物処理（6）
特 定 業 者	一般財団法人 札幌市環境事業公社
（特定機種）	
特 定 理 由	本業務は、一般廃棄物の収集運搬を行う業務であるが、札幌市が一般廃棄物の収集運搬許可業者として唯一指定している標記業者以外では、履行することができないため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 235

名称	地下鉄車両整備（信号関係）（1）
特定業者	札幌日信電子株式会社
（特定機種）	
特定理由	本件は地下鉄車両信号保安装置の整備を行うものであり、当該装置は通年業務委託である「東西線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）」の保守契約の対象となっており、故障・事故時の原因特定及び責任の所在特定の観点から、履行可能者が保守契約の受託者1者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 240-1

名称	地下鉄車両整備 (信号関係) (2)
特定業者	パナソニックコネクト(株) 現場ソリューションカンパニー東日本社
(特定機種)	
特定理由	本件は、高速電車東豊線9000形に搭載されている無線画像伝送装置 (駅地上設備より送信されたホーム監視映像の無線信号を受信し車上モニタへ表示すると共に、車上検査装置の運転状況記録データを地上設備へ無線送信する装置) の点検整備業務を行うものであり、業務の履行にあたっては、無線画像伝送装置に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がメーカー(パナソニックコネクト株式会社) 1者に限定されるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 業者特定理由書

241

名 称	睡眠時無呼吸症候群簡易検査に係る測定結果の再生解析及び判定業務
特 定 業 者	札幌臨床検査センター株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本件は、高速電車運転手に対する睡眠時無呼吸症候群簡易検査に係る測定結果の再生解析及び判定を行うものであり、業務の履行にあたっては、毎回同一の判定基準のもとで実施されることにより当該検査の妥当性が担保されるものである。</p> <p>当局産業医からも「簡易検査の判定業務を実施する業者により判定基準が変わることは、検査の一貫性が欠けているといえ、検査の妥当性を担保できないことから、当該判定業務は実績と信用のある特定業者が継続的に実施するようお願いいたします。」との意見をいただいているところである。(別添：睡眠時無呼吸症候群(SAS)の検査に関する意見書)。</p> <p>ついては、令和2年度より毎年度実施している当該検査を適正で一貫性のあるものとするため、過去に複数回受託した実績のある特定業者に履行させることとする。</p>
根 拠 規 定	<sup>13</sup> 地方公営企業法施行令第21条の <del>14</del> 第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ク

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号 新規 242

〔設備保守等業務委託〕 2 関連要件

名称	パンタグラフ整備	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	車両用集電装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	業務内容	パンタグラフの整備
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>当該機器は通年業務委託である月検査付帯業務及び車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)の保守契約の対象となっており、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。</p> <p>両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名 称	寝具交換業務（北清掃区）
特 定 業 者	ホクビサービス株式会社
（特定機種）	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が 30 万円以下】

名 称	寝具交換業務（南清掃区）
特 定 業 者	株式会社 シムス
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根 拠 規 定	<p>地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号</p> <p>札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第 49 条第 1 項第 2 号ア</p>

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名 称	寝具交換業務（琴似清掃区）
特 定 業 者	ホクビサービス株式会社
（特定機種）	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

名 称	寝具交換業務（白石清掃区）
特 定 業 者	株式会社 シムス
（特定機種）	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第 49 条第 1 項第 2 号

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名 称	寝具交換業務（新さっぽろ清掃区）
特 定 業 者	ホクビサービス株式会社
（特定機種）	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が30万円以下】

名 称	寝具交換業務（栄町清掃区）
特 定 業 者	株式会社 シムス
（特定機種）	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が30万円以下】

名 称	寝具交換業務（福住清掃区）
特 定 業 者	株式会社 シムス
（特定機種）	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名 称	寝具交換業務（乗務係分室（南車両基地））
特 定 業 者	リライアンス株式会社
（特定機種）	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

令和7年度単契リスト 名称番号-品名番号 259 【業務委託：予定価格が100万円以下】

名称	寝具交換業務（南車両基地）
特定業者	リライアンス株式会社
(特定機種)	
特定理由	<p>本件は当該施設の当直仮眠室において、職員が使用する寝具である布団カバーを交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</li> <li>(2) 仮眠室が車両基地の関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、関係業者を少なくすることができる。</li> <li>(3) リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際には、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能である。</li> </ol> <p>以上の理由から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定いたしたい。</p>
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 <span style="float: right;">第259</span></p> <p>札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第1号</p>

## 業者特定理由書

【業務委託：予定価格が100万円以下】

名 称	寝具交換業務（西車両基地）
特 定 業 者	ユニティ 株式会社
（特定機種）	
特 定 理 由	<p>本件は当該施設の乗務員仮眠室等において、職員等が使用する寝具を交換するものである。</p> <p>本業務を当該施設の清掃業務を受託している標記業者に発注することにより、</p> <p>(1) 清掃業務と併行しながら本業務を行うことにより、監督用務など業務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 仮眠室が駅事務室内・車両基地等、関係者以外の立ち入りを制限する施設内であるため、複数の業者で現場が錯綜することなく円滑に業務を遂行することができる。</p> <p>また、リネンサプライや寝具殺菌乾燥業務の際に、清掃業務の勤務時間であり急な日程変更があった際でも対応が可能なのは、清掃業務を委託している標記業者に限られる。</p> <p>以上の観点から委託者に有利と認められるので、標記業者を特定したい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務取扱要領第49条第1項第2号ア